



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月28日(金) 第9710号

目次

ページ

規 則

- 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 2

告 示

- 平成30年度及び平成31年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正(建設企画課) 3
- 平成30年度及び平成31年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正(同) 3
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 同 3
- 同 4
- 道路の供用開始(同) 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 5
- 同 5
- 令和元年度家畜商講習会の開催(畜産課) 5

選挙管理委員会告示

- 公職選挙法執行規程の一部を改正する告示 7
- 公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示 9
- 政見放送及び経歴放送実施規程第8条第6項の規定により定める放送事業者の告示の一部改正 14

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施(繊維工業試験場) 14

落 札

- 落札者等の決定(保健予防課) 16
- 同(総合教育センター) 16
- 同(がんセンター) 17

■ 規 則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第十一号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第64号

平成30年度及び平成31年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示(平成29年群馬県告示第297号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

5(1)中「以降随時」を「から令和元年9月15日(日)までとする。」に改める。

9中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

◎群馬県告示第65号

平成30年度及び平成31年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示(平成29年群馬県告示第309号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

5(1)中「以降随時」を「から令和元年9月15日(日)までとする。」に改める。

10中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

◎群馬県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋長瀬線	高崎市岩鼻町字坂上北247番の1地 先から同市同字坂上南341番の4地 先まで	前	36.3～37.1	15.8
			後	36.3～126.4	15.8

◎群馬県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	桐生伊勢崎線	桐生市広沢町一丁目2917番の10地先からみどり市笠懸町阿左美1049番の3地先まで	前	8.6~33.4 6.5~27.0	2035.0 2870.0
			後	8.6~33.4 6.5~27.0	1139.3 2870.0

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	井野停車場線	高崎市日高町字行人1171番の10地先から同市新保町字山神532番の1地先まで	前	10.4~15.7	352.5
			後	10.4~15.7	352.5

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	井野停車場線	高崎市日高町字行人1171番の10地先から同市新保町字山神532番の1地先まで	令和元年6月28日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年6月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人高崎第九合唱団
- 3 代表者の氏名 赤羽洋子
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市聖石町9番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、ベートーヴェン第九交響曲合唱等の普及発展とその演奏及び鑑賞等をおし、社会教育とまちづくり等に関する事業を行い、地域文化の振興と国際文化交流に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年6月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際比較文化研究所
- 3 代表者の氏名 太田敬雄
- 4 主たる事務所の所在地 安中市鷲宮3413番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、今日の生活環境を取り巻く多様、多層な多文化の比較研究および多文化環境の中で必要とされる比較文化研究を基盤に、他文化理解と国際化教育の在り方の研究に関する事業を行い、敵をも愛する隣人愛をもって平和な多様化社会の実現に向けての国際化教育の推進に寄与することを目的とする。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、次のとおり令和元年度家畜商講習会を開催する。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催日時 令和元年9月18日(水)及び同月19日(木) 午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館 第502研修室
- 3 講習課目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続 受講希望者は、受講願書に手数料(群馬県証紙3,200円分)及び写真(上半身無帽の4cm×3.6cm)を貼付して令和元年7月1日(月)から同年8月2日(金)(郵送の場合は、同日の消印のあるものまで有効とする。)までに住所を所管する農業事務所農業振興課へ提出すること。

ただし、県外居住者が受講を希望する場合は、願書の提出先は群馬県農政部畜産課とする。

また、受講手数料は、群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。
- 5 その他 受講願書は、群馬県農政部畜産課及び各農業事務所農業振興課において配布する。

なお、詳細については、群馬県農政部畜産課企画経営係(電話027-226-3103)に問い合わせること。

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法執行規程（昭和三十八年群馬県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五十五条第一項中「正副二通」及び「二枚」を削り、同条第二項中「原稿用紙」の下に「（県委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）」を加え、「記載」を「記録し、又は記録」に改め、同条第三項中「正面向きで、おおむね縦十一センチメートル、横八センチメートルの寸法の長方形のものとし、裏面に氏名、党派、年令を記載」を「正面向きのもを原稿用紙に添付し、又は記録」に改める。

第五十六条第一項中「黒色の色素により明りように記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を、「年齢を記載」の下に「し、又は記録」を加え、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第五十六条の二中「記載し」の下に「、又は記録し」を、「掲載文を記載」の下に「し、又は記録」を加える。

第五十七条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第五十七条の二第一項中「記載した」を「記録し、若しくは記録した」に改め、「掲載文の記載」の下に「又は記録」を加える。

第六十二条中「、写真」を「及び写真」に改める。

第二十二号様式中「下記のとおなり」及び

1	掲載文	同文のもの	二通別添のとお
2	写真	（上半身、無帽、正面のもの）	

を削る。

第二十四号様式中「、修玉文二通を添えて」を削る。

第二十五号様式の下を次のように改める。

第25号様式の4(第64条関係)
(参議院比例代表選出議員選挙)

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 何市町村選挙管理委員会
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者				
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者				

備考

- 1 文字は、全て黒色又はこれに準ずる色とする。
- 2 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 3 参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者(以下「特定枠名簿登載者」という。)を除く。)の氏名の掲載の順序は、公職選挙法第175条第4項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。特定枠名簿登載者の氏名等の揭示については、同条第5項の規定に従い、特定枠名簿登載者以外の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に、掲載する。
- 4 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」の記載については、別途配布する参議院名簿届出政党等一覧表の記載に従って行う。この場合、参議院名簿登載者の氏名について通称認定を受けている者については、当該通称を記載する。
- 5 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとしてふりがなを付し、特定枠名簿登載者の「順位」については横書きとする。なお、使用する文字の大きさは、全ての参議院名簿届出政党等について及び全ての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とする。また、参議院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましい。
- 6 各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とする。
- 7 各参議院名簿登載者の間隔は、全て同一とする。
- 8 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とする。
- 9 抹消する場合には、該当する欄に縦に2本の朱線を引き、抹消理由(死亡、辞退、取下げ、却下等)を朱書きで表示する。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 松 本 修 平

公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規則(平成十二年群馬県選挙管理委員会告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十五号様式その三中「衆議院比例代表選出議員選挙」を「参議院比例代表選出議員選挙」に改める。

第十六号様式その三を次のように改める。

その三(参议院比例代表選出議員選挙)

参议院名簿届出政党等の名称			参议院名簿届出政党等の名称		
参议院名簿届出政党等の得票数			参议院名簿届出政党等の得票数		
うち各参议院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各参议院名簿登載者の氏名		うち各参议院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各参议院名簿登載者の氏名	
うち上記を除く参议院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参议院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)			うち上記を除く参议院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参议院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)		
うち参议院名簿届出政党等の名称又は略称			うち参议院名簿届出政党等の名称又は略称		
うち法第68条の3の規定により参议院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票			うち法第68条の3の規定により参议院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票		
優先的に当選人となるべき候補者の氏名			優先的に当選人となるべき候補者の氏名		

第十七号様式その三を次のように改める。

その三(参議院比例代表選出議員選挙)

年 月 日

参議院比例代表選出議員選挙
群馬県選挙分会長 氏 名 あて

何市町村何開票区
開票管理者 氏 名 印

開票結果報告

年 月 日執行した参議院比例代表選出議員選挙の開票結果は、次のとおりですから、開票録写し、投票調及び開票調を添えて、報告します。

1 名簿届出政党等別得票数

参議院名簿届出政党等の名称		参議院名簿届出政党等の名称	
参議院名簿届出政党等の得票数		参議院名簿届出政党等の得票数	
うち各参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各参議院名簿登載者の氏名	うち各参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の得票数	各参議院名簿登載者の氏名
うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)		うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)	
うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称		うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称	
うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票		うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	
優先的に当選人となるべき候補者の氏名		優先的に当選人となるべき候補者の氏名	

2 開票月日 月 日

附則
この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

政見放送及び経歴放送実施規程第8条第6項の規定により定める放送事業者の告示(平成23年群馬県選挙管理委員会告示第36号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年6月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

題名中「第8条第6項」を「第8条第7項」に改める。

本則中「第8条第6項」を「第8条第7項」に改め、「群馬県知事選挙において」を削る。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和元年6月28日

群馬県繊維工業試験場長 石井克明

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 サンプル整経機 1式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和2年2月28日(金)
- (4) 納入場所 群馬県繊維工業試験場
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月12日(金)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格申請を行い、同月26日(金)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県繊維工業試験場へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ること

を証明した者であること。

- (7) 他県の同様の施設に同種の物品を納入した実績があること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒376-0011 群馬県桐生市相生町五丁目46-1 群馬県繊維工業試験場 担当 小林文樹 電話 0277-52-9950
- (2) 入札説明書の交付方法 入札説明会において直接交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 令和元年7月9日(火) 午前10時 群馬県繊維工業試験場オープンインノベーションルーム
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年8月8日(木) 午前10時 群馬県繊維工業試験場オープンインノベーションルーム(郵送による場合は書留郵便とし、同月2日(金) 午後5時までに上記(1)の場所に群馬県繊維工業試験場長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「サンプル整経機入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和元年7月26日(金)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書等(以下「製作仕様書等」という。)の図書を作成し、これを令和元年7月26日(金)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Katsuaki Ishii, Director of

Textile Research Institute of Gunma

- (2) Nature and quantity of the required items: One set of Warp Sampling Machine
- (3) Delivery period: By February 28, 2020
- (4) Delivery place: Textile Research Institute of Gunma(5-46-1 Aioi-chou, Kiryu-shi, Gunma-Ken, Japan)
- (5) Bidding deadline: Thursday, August 8, 2019 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by August 2, 2019, 5:00 p.m.)
- (6) For further details, please contact: Fumiki Kobayashi, Textile Research Institute of Gunma, 5-46-1 Aioi-cho, Kiryu-shi, Gunma-Ken, 376-0011, TEL 0277-52-9950 (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年6月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（ラニナミビルオクタン酸エステル水和物） 行政備蓄用イナビル（吸入粉末剤20mg） 59,650人分
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県健康福祉部保健予防課新型インフルエンザ対策係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年6月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 103,278,010円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和元年6月28日

群馬県総合教育センター所長 上原 篤彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ぐんまスクールネットセキュリティシステム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総合教育センター教育情報推進係 群馬県伊勢崎市今泉町一丁目233番地の2
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
- 5 落札金額 150,264,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年4月16日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年6月28日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 内視鏡手術用支援機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年5月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 インテュイティブサージカル合同会社 東京都港区赤坂二丁目12番32号アーク森ビル
- 5 随意契約に係る契約金額 454,950,000円(メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111